

つながる

墨田区

2020.4.28

NO. 215

発行：墨田区議会事務局
130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号☎5608-6352
https://www.city.sumida.lg.jp/kugikai/

すみだ

区議会だより

【主な内容】

1面 2月議会のもよう／
議会改革を進めています

2面 代表質問（自民党・公明党）

3面 代表質問（共産党）／特別委員会の活動

4面 一般質問（6人）

5面 一般質問（3人）／意見書
先進自治体の調査／常任委員会の活動

6面 常任委員会の活動

7面 予算特別委員会のもよう

8面 議決議案等の審議結果／
議員研修会／
次の会議日程（予定）

区議会だより HP

2月議会

令和2年度予算が成立

ー新型コロナウイルス感染症対策の補正予算等も可決ー

墨田区議会は、令和元年度定例会2月議会を2月5日から3月30日までの55日間にわたって開きました。

2月5日 本会議・懲罰特別委員会
本会議では、山本区長から令和2年度区政一般の施政方針説明がありました。また、懲罰特別委員会では、「大瀬康介議員に対する懲罰動議」について、審査しました。

2月17日 本会議
懲罰特別委員会の審査結果報告を受け、報告とおり大瀬康介議員に対し「懲罰を科さない」ことを決定しました。続いて、自由民主党、公明党及び日本共産党が、それぞれ会派を代表して代表質問を行いました。

2月19日 本会議
5人の議員が一般質問を行いました。

2月20日 本会議
4人の議員が一般質問を行いました。続いて、区長提出議案1件の提案説明を聴取し、所管の常任委員会に審査を付託しました。常任委員会での審査結果報告を受けた後、原案どおり可決しました。次いで、区長提出議案20件の提案説明を聴取し、各常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託しました。また、区民から提出された陳情5件についても、各常任委員会に審査を付託しました。

2月25日から3月16日までの間の延べ9日間 予算特別委員会
本会議で審査を付託された議案（令和2年度予算4件）について審査しました。

3月16日 行財政改革等特別委員会
墨田区行財政改革実施計画（平成28年度～令和2年度）の取組状況等について、調査・検討しました。

3月17日・19日・23日・25日 各常任委員会
本会議で審査を付託された議案・陳情について、各常任委員会でも審査しました。

3月27日 議会改革特別委員会
本会議及び委員会におけるパネル等の使用等について調査・検討しました。

3月30日
本会議・地域子ども文教委員会・区民福祉委員会・産業都市委員会・企画総務委員会
区長提出議案19件について、各常任委員会での審査結果報告を受け、日本共産党の議員が討論を行った後、いずれも原案どおり可決しました。続いて、陳情5件の各常任委員会での審査結果報告を受け、日本共産党の議員が討論を行った後、2件は一部採択、3件は不採択としました。

次いで、区長から追加提案された議案3件の提案説明を聴取し、所管の各常任委員会に審査を付託しました。各常任委員会でも追加提出議案を含む議案4件を審査した後、各常任委員会での審査結果報告を受け、1件は修正可決、3件はいずれも原案どおり可決しました。さらに、議員提出議案の意見書1件を原案どおり可決しました。

墨田区議会は議会改革を進めています

墨田区議会では、より「開かれた議会」を目指し、一層の「議会活動の活性化」を進めるため、議会改革の根幹となる「墨田区議会基本条例」を制定し、令和元年5月1日に施行しました。

令和元年度は、議会基本条例の本格的な運用を目指し、議会改革特別委員会を8回、議会改革特別委員会運営協議会を11回開会し、「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」の13課題について検討しました。委員会や運営協議会では、活発な議論、意見交換を行い、各検討課題について、検討結果を取りまとめました。

令和元年度に具体的な運用方法又は一定の方針を決定した課題

①議員間討議の方法に関する規程の策定

②一般質問の一括方式・分割方式

③委員間討議

④区民等との意見交換会等の開催

⑤特別委員会の見直し

⑥特別委員会の運営方針・公表

⑦政策会議

⑧政務活動費に関する透明性の確保

⑨区長等の反問・反論

⑩決議に関する事後の状況、対応等報告

⑪政治倫理に関する規程の策定

⑫災害時の対応に関する規程の策定

⑬本会議及び委員会におけるパネル等の使用

主な取組

■ 通年議会がスタート

これまで年4回だった定例会を年1回とし、その会期を通年とすることで、議会が常に開会している状態にし、議会が果たすべき役割を常に発揮しています。

■ 休日に議事堂外で議会改革特別委員会を開会

より開かれた議会の実現のため、休日にみどりコミュニティセンター及びすみだ生涯学習センターで議会改革特別委員会を開会しました。

すみだ生涯学習センターで開会した議会改革特別委員会のようす

※各検討課題の検討結果及び議会改革に関する取組の詳細については、区議会ホームページをご覧ください。

代表質問

区政を問う！

令和2年度の施政方針と予算編成について伺う



自由民主党

加藤 拓



映像配信HP

問 ①区財政は、扶助費の増加が見込まれる上、国による不合理な税源偏在は正措置により、引き続き厳しい状況にある。特別区長会を通じて、国に強く主張し、安定した歳入環境の確保に向けて行動すべき。②先日示された令和2年度都区財政調整方針における特別区の配分割合等は、どのような経緯と算定根拠で変更となったのか。また、本区にはどのような経費が配分されるのか。③区長は施政方針説明において、令和2年度の主要事業として子育て支援の充実を述べたが、後期基本計画での子育て支援の考え方と待機児童対策の方針は。④令和2年度予算案では、新たなビジネスを区内に呼び込む施策の拡充が強調されているが、昼間人口の増加を目指す方向性の先鞭になるものと理解してよいのか。また、区内の未利用公有地の産業施策での活用について現状を伺う。

答 ①区長会は、地方財源の不足や地域間の税収格差是正は、国の責任で措置されるべきだとしている。引き続き国に強く主張していく。②配分割合が令和2年度から0・1パーセント増え、55・1パーセントとなったが、児童相談所運営に関する都区の連携等を一層円滑に進めていく観点から、特例的な対応としてまとめられた。本区への算定額は現段階においては不確定であり、注視していく。③保育定員

大学の英知を生かしたまちづくりを

問 新年度予算案では、公・民・学連携組織「アーバンデザインセンター(UDC)」の準備組織立上げの予算が組まれている。単に大学を誘致して終わりではなく、大学の英知を生かしたまちづくりへの寄与を考える時期だと考えるが、UDCの具体的な構想と地域への効果について伺う。

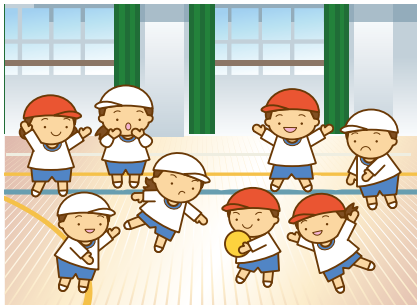
答 現在、UDCの知見を有する千葉大学と本区の地域特性に応じた課題への取組等について協議を進めており、今後、区民や団体、大学等が参加する勉強会等を行っていく予定である。大学の英知を生かし、交流と実践、活動を行っていく取組が、地域の活性化等に貢献するものと考えている。

問 4月から内部統制の導入が努力義務となる。法律では首長部局を対象としているが、各行政委員会も対象とすべき。

答 各行政委員会は自主的に取り組むことが望ましい。まずは、長の権限に属する事務について制度整備等に取り組み、情報共有していく。

問 全区立小学校屋内運動場の空調設備設置について、当初計画を前倒し、予算措置された事は評価するが、設置時期の前倒しは可能か。

答 一刻も早く改善することが重要であると認識している。夏季休業中は難しいが、確実に令和2年度中に設置できるよう進めていく。



「制度のはざま」にある諸問題解決のため「共助力」のアップを！



公明党

おおこし 勝広



映像配信HP

問 引きこもりの高齢化による8050問題や、ごみ屋敷やベットの多頭飼育による生活崩壊といった、「制度のはざま」にある諸問題が地域で顕在化している。①この問題について、国では環境省と厚生労働省が連携し、令和3年度中に一定のガイドラインを示すとしている。区でも、情報連携だけでなく具体的な行動連携が図れない場合、早急に対応を検討すべき。②次期地域福祉計画の策定については、地域視点から現計画を総括し、問題を整理する必要がある。特に縦割り行政の弊害を打ち破る包括的な相談体制の構築について取り組むべき。

答 ①「地域力日本一」を目指すなら、地域福祉の面でも「共助力」の向上を前面に押し出すべき。小学校区域ごとにプラットフォームの構築を目指してはどうか。④高齢者や引きこもりがちの人の孤食を防ぐため、地域ブラザ等の行政資源を活用した大人食堂の展開も可能と考えるが、区長の所見は。

問 ①共有私道の補修要件の見直しと無接道家屋の建替えについて

答 ①社会福祉協議会では地域福祉プラットフォームを2か所設置し、地域課題の掘り起こしと問題解決に努めている。今後、迅速な対応と問題解決に向け、こういった関係機関との行動連携に努めていく。②共助の力を更に伸ばす取組を進めるとともに、行政組織についても、従来の縦割りではない包括的な相談体制の構築を計画策定の中で検討していく。③担い手の育成や地域バランスを考慮した配置などの課題もあるため、地域を支える様々な主体の意見を伺いながら、社会福祉協議会とも協議し、次期計画改定

の中で検討していく。④地域主体の活動で大人も利用できる食堂が多数展開されている。行政資源を活用した大人食堂の展開についても、担い手の確保や支援策など課題を整理しながら検討を進めていく。



共有私道の補修要件の見直しと無接道家屋の建替えについて

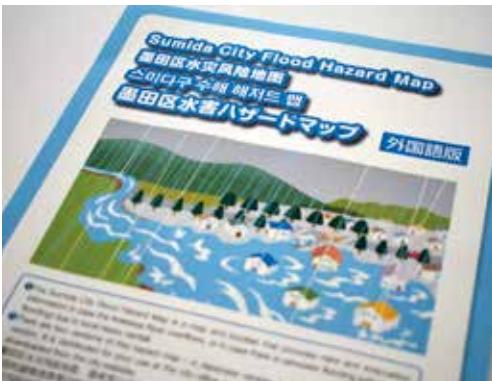
問 ①共有私道の補修工事を行う場合、所有者全員の同意が必要となるが、所有者の特定が困難で必要な工事の実施に支障が生じることが社会問題となっている。昨年、国のガイドラインを参考に、区でもこの問題に対するルールを定めることを求めたが、その進捗は。②無接道家屋は建替えが困難で、結果的に空き家になり、さらに土地所有者不明になる可能性が高い。この問題に関する区の対策は。

答 ①現在、国のガイドラインを参考に、次年度中に運用開始を目指す。区としての公平・公正な取扱いについて体系的にとりまとめるよう検討を進めている。②建替え困難な場合の解決に向け、周辺権利者を含めた建物の共同化が考えられる。このような相談を受けた際には、関係部署間で情報共有を図るとともに、まちづくり公社と連携して専門家を紹介するなど、建替えにつながる対応を図っていく。

「やさしい日本語」を活用して、外国人に対する災害支援を！

問 昨年発生した大型台風の上陸時など、区は住民に対して様々な災害情報・災害支援情報を発信しているが、区内の外国人が正しく情報を手でできていたかは疑問である。今後、防災アプリやハザードマップのように、防災行政無線や安全・安心メール等の多言語化が求められるが、その際、「やさしい日本語」の活用を考えてはどうか。また、外国人の防災意識を高めるためには防災訓練に参加してもらうことも重要だが、こちらから出向していく必要があるのではないのか。

答 「やさしい日本語」の活用のため、現在、全庁的なガイドラインを作成しており、防災無線や安全・安心メール、広報文案等を作成する際に活用していく。また、外国人の防災意識の普及には、外国人が集まる場での出前講座や地震車の派遣等が効果的であるため、関係部署が連携して取り組んでいく。



外国語版の洪水ハザードマップ

問 認知症の人が日常生活を送る上でどのような支障があるのか、積極的な情報発信に努め、企業ニーズとのマッチングを図っていくべき。

答 普及啓発を図り、認知症対策に協力してくれる企業や団体を増やし、認知症高齢者が安心して暮らせる共生社会の実現に努めていく。

新型コロナウイルス感染症対策に 全力を



日本共産党

高柳 東彦



映像配信HP

問 新型コロナウイルス感染症は世界各地に広がり、国内では死亡者も発生している。感染は今後も拡大すると見られており、区として、できることは何でもやるという構えで、次の対策に当たることが強く求める。

① 区民が知りたい情報を正確かつ迅速に、そして確実に伝え、また、気軽に相談できる体制を確立すること。② 保健センターなど感染症対策部署の体制強化を緊急に行い、感染者との接触があり得る職員の感染防止について万全の対策と心身のケアに努めること。③ 感染者及び感染の疑いがある人が区内の医療機関を受診した際、適切な対応をとれるよう状況の変化に応じて迅速な情報提供等を行うこと。④ 国や都と協力して、根絶に向けた対策、水際作戦や医療と検査の体制を強化すること。⑤ 調査や予防的な措置については、感染者が差別されず、人権が守られるように対応すること。⑥ 区内中小企業者への影響を調査し、対策を講ずること。

答

① 情報提供と相談体制について、区ホームページ、ツイッター、チラシ等の広報媒体を活用し、正確な情報発信に努めるほか、専用コールセンターを開設し、専門的な相談に対応する体制を整備した。② 職員体制については、保健所を中心に組織横断的に対応する。また、一定時間相談対応する職員には、マスクを配布するなど対策を講じている。③ 流行地域から帰国後14日以内に発熱や咳などがある人は、区の「帰国者・接触者相談センター」に連絡してから「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関を受診す



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

台風・洪水対策の抜本的強化を

問

江東5区は、荒川等が氾濫した場合の広域避難計画を発表した。我が党は広域避難だけでなく、区内での垂直避難による対策も検討する

よう提案してきたが、昨年10月の台風第19号では避難勧告が適切に行われず、疑問の声が強まった。江東5区の区長は「広域避難を実施するには多くの課題がある。時間をかけて広域避難のあり方を議論しつつ、垂直避難の検討も深めたい」とコメントしたが、避難計画発表から1年以上経過した時点で「多くの課題があり、時間をかけて議論する」というのは無責任である。早急に対応策を検討して具体化を図り、また、台風・洪水対策を地震対策と同等に位置づけ、対策を講ずるべき。

答

台風第19号を受け、広域避難について様々な課題が明らかになったため、速やかに対応を検証し、江東5区の区長と意見交換した。その中で、区域内での垂直避難対策の充実・強化と併せ、広域避難は重要であると改めて確認した。今後、国・都・江東5区との連携等による広域避難場所確保に向けた協議を引き続き進めていく。また、荒川等の氾濫に対する備えは地震と同様に重要で、区民の命を守るため、被害想定を念頭にその周知を徹底するとともに、広域避難等に係る様々な対策について引き続き取り組む。

問

区として、都立病院の独立行政法人化に反対を表明し、役割の強化・拡充を求めるべき。

答

病院の役割を安定的かつ継続的に果たすこと等を前提に検討されており、行政的医療の提供等も行うため、反対する考えはない。

問

区の行財政運営を「観光まちづくり」などの開発優先から、区民生活優先に転換すべき。

答

区民生活の安全・安心を確保する施策を確実に行った上で、本区の成長につながる取組を進めており、開発優先という認識はない。



特別委員会の活動

懲罰特別委員会

本委員会では、令和元年12月5日の産業都市委員会において、大瀬康介議員が理事者に対し行った、「花街で遊ばれた経験はありますか」との質問が、「他人の私生活にわたる言論としてはならない」と定める地方自治法第132条に反するとして提出された「大瀬康介議員に対する懲罰動議」について、同議員に対し懲罰を科すべきかを審査しました。

〔12月24日〕

動議提出者の説明

本動議提出者から、提出理由について説明があり、質疑を行った。

大瀬康介議員の一身上の弁明

大瀬議員から、本動議に対する一身上の弁明があった。

〔1月16日〕

参考人からの意見聴取

参考人を2人招致し、それぞれ意見聴取及び質疑を行った。

〔1月20日〕

本動議に係る委員相互間の討議

大瀬議員の発言が懲罰対象となるのか否か等について、討議を行った。

〔2月5日〕

意見開陳及び採決、委員会審査報告書

各党派等の意見開陳を行った結果、大瀬議員の発言が、個人の問題に立ち

入っていたとの見解は一致したが、職務上の限度を超えたかについては明確な見解の一致に至らなかった。また、懲罰を科すには大多数の合意が必要との意見もあり、採決の結果、大瀬議員に懲罰を科さないことが全会一致で決定した。また、これまでの委員会等において、不適切・不穏当と思われる発言も散見されているため、議長から大瀬議員に対し、反省を促すとともに、注意を行うよう求めるものと決定した。

〔2月17日〕

本委員会については、2月17日の本会議で委員会審査どおり大瀬議員に懲罰を科さないことが決定されたため、審査を終了しました。なお、本会議では、議長から大瀬議員に対し、委員会審査報告で指摘された言動について厳重に注意がありました。また、全議員に対しても、今回の件を議会全体の問題としてとらえ、今後、二度とこのようなことが起こらぬよう、言動は高い倫理観と秩序を持って慎重に行い、品位ある議会運営を心がけるようお願いがありました。

災害対策特別委員会

〔12月26日〕

台風への対応に係る課題と対応策等について調査・検討を行った。

行財政改革等特別委員会

〔1月15日〕

財政白書及び墨田区の財務書類について調査・検討を行った。

〔3月16日〕

墨田区行財政改革実施計画（平成28年度～令和2年度）及び第2次墨田区公共施設マネジメント実行計画の取組状況について調査・検討を行った。

議会改革特別委員会

〔1月31日〕

検討課題NO.1「議員間討議の方法に関する規程の策定」、NO.7「委員間討議」、NO.9「区民等との意見交換会等の開催」、NO.15「政務活動費に関する透明性の確保」、NO.24「決議に関する事後の状況、対応等報告」、NO.29「政治倫理に関する規程の策定」、NO.30「災害時の対応に関する規程の策定」について調査・検討を行った。

〔3月27日〕

本会議及び委員会におけるパネル等の使用及び「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」優先度Cの区分について調査・検討を行った。

令和元年度の活動報告

3月30日に災害対策、行財政改革等、議会改革の各特別委員会を開会し、令和元年度の活動報告をまとめ、各委員長から議長に対し、活動報告が提出されました。この活動報告を基に、政策会議において令和2年度の特別委員会のあり方を検討することになっていきます。



映像配信HP

産業観光費に係る予算の減少について



墨田オンブズマン
大瀬 康介

問 産業観光予算の減少が続いており、この状態を放置すると深刻な事業所の減少が起こる事が予想される。事業所増加が期待できる業種の誘致施策等を講じているのか。タワービュー通りは人通りが少なく、予想した効果が果たせていない。すみだまち処もタワービュー通りや浅草通り沿いに移した方が観光拠点になるのでは。魅力的な都市にならないと事業所は減り続けるため、事業所を増やし働けるまちへの転換が必要である。また、街路灯の照度を上げたり、温かみのある色にすれば観光客を誘導できるのでは。

答 飲食等を中心に創業が増え、相談件数も伸びている。起業融資等の利用も増加傾向にあり、今後も取組を進める。タワービュー通りは、地域と連携した事業を検討する。すみだまち処は、策定中の産業観光マスタープランで方向性を示す。「産業振興を通じたまちづくり」の考え方のもと、ベンチャー企業を集積させ、区内企業と連携を図る施策を進める。街路灯は、観光回遊性向上が見込める場合は、温かみのある電球色を採用している。

問 区内公共公物に落書きが発見された場合の撤去までの手続と期間を伺う。

答 状態にもよるが警察署へ被害届を提出し、速やかに消去している。差別的表現がある場合は、関係部署に報告している。

問 空き缶回収箱を備えていない自販機が増えており、空き缶等が道路等に捨てられてしまうが、どのような対応を取るべきと考えているか。

答 回収容器の設置等を設置者に義務付けている。指摘事例には適切に対処し良好な生活環境維持を図る。

水害発生時の避難場所開設等について町会・自治会の役割は



立憲墨田
渋田 ちしゅう

問 昨年10月に台風第19号が上陸した際、区から各町会・自治会に向けて、自主避難場所を開設することについて通知があったが、この通知への対応はバラバラだった。これは、震災に対する町会・自治会の避難体制は構築されているものの、水害に対してはそうではなかったためである。水害発生時の避難場所開設等について、町会・自治会に何をしてほしいのかを明確にしておくべき。

答 台風第19号上陸時の自主避難場所開設・運営は、基本的に区職員によるものであったが、スムーズに開設できなかったところがあった。このことから、水害発生時の避難場所開設等についても町会・自治会の協力が不可欠であると認識している。今後、避難場所開設・運営への協力、区から情報伝達があった場合の各町会・自治会内への確実な周知など、地域防災活動拠点会議の中で要請していく。

問 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の期間中は、例年の夏のイベントが開催できず、大会終了後に日程が集中することが想定される。区が率先して関係団体との調整を行うべきと考えるが、現状どのような対応をされていて、いつまでに調整を終えたいと考えているのか伺う。

答 大会期間中は例年実施しているイベントに加え、区内各地で大会関連の様々な企画が予定されている。吾妻橋フェスト等、この時期に予定されているイベントも影響を受けることになるので、区では、関係団体の実施内容を早期に把握することに努めている。今後、各企画の主催者等と、遅くともイベント実施の2か月前までには調整し、効果的なPRを進める。

「歩きスマホ」対策について



令和すみだ
かんだ すなお

問 スマートフォンを操作しながら歩行する「歩きスマホ」による接触事故が年々増加しており、社会問題になっている。車両運転中の「ながらスマホ」に対する罰則は強化されたが、「歩きスマホ」については、法令による規制はない。専門家は、「事故防止にはモラル向上も必要だが、条例制定や通信会社の対策も有効ではないか」と意見を述べており、海外では罰金を科す地域もある。日本では法規制がない以上、区として条例制定や啓発活動等の対策を打つべき。

答 「歩きスマホ」はスマートフォンの普及とともに社会問題化してきており、今後は自治体においても一定の対策が必要と認識している。まずは、個人のモラルやマナーに訴える啓発活動が重要と考えており、直ちに条例の制定は考えていないが、国や都の動向を注視するとともに、他の自治体や携帯電話各社等の対策も参考にしながら調査研究を進めていく。

問 小・中学校の児童・生徒に対して、スマートフォン等の通信機器の使用に関し、どのような指導を行っているか。また、現状での問題点は、

答 電話会社によるスマートフォン等の安全教室の実施など、使用方法等の指導を行っている。問題点については、いじめや生活習慣の乱れ等が考えられるが、様々な機会を活用して指導していく。

問 法律によってNHK訪問員の訪問時間の規制がされていないため、行政として施策を打つべき。

答 受信契約の必要性や執拗な勧誘に関する相談については、事業者へ苦情を申し出ることや相談窓口を案内するなど助言を行っている。

多胎育児支援について



公明党
とも 宣子

問 本区の子育て支援事業には多胎世帯に特化したものがないため、多胎世帯が利用しやすいメニューが一目で分かるパンフレットを作成し、妊娠時に多胎児と判明した段階で、親子健康手帳とともに渡してはどうか。また、ホームページや子育てアプリに多胎育児専用ページを作成してもらいたい。都は令和2年度予算で、多胎児家庭支援事業として、家事育児支援の補助等の事業を創設した。区はこれを活用し早急に多胎育児支援を実施すべき。

答 区ホームページに多胎児世帯向けの専用ページを作成するほか、子育てアプリも閲覧しやすい仕組みを検討する。また、多胎児世帯向けのチラシ等も作成し、妊娠届出時の「ゆりかご・すみだ面接」や赤ちゃん訪問の際に、保健師及び助産師から支援に係る情報を提供し、より丁寧な対応につなげていく。ご指摘の都の補助制度は新たに創設されたもので、今後、ゆりかご面接等における実態把握やニーズ分析に基づき、活用を検討していく。

問 離婚後の養育費の不払いを防ぐため、裁判外紛争解決手続（ADR）の周知、相談体制の強化を。さらに、保証会社と連携したひとり親家庭への養育費立替保証事業に着手を。

答 ADRについての周知を図り、相談体制は検討する。立替保証事業は状況に応じて検討していく。

問 本年6月に改正労働施策総合推進法が施行される。働き方改革が叫ばれる中、モラハラ対策は喫緊の課題であり、この取組強化を伺う。

答 相談体制の充実を図るとともに、職員に対するアンケート及び管理職に対するアンガーマネジメント研修の実施について検討していく。

就学援助の拡大等について



立憲墨田
中村 あきひろ

問 ①子どもの貧困対策に有効な就学援助について、区は、対象となる世帯を世帯収入が生活保護基準の1.2倍以下と定めているが、2倍を目標に拡大していくべき。さらに、年収に応じた傾斜配分で、平等性・公平性を担保すべき。②国の制度を活用した「すみだセーフティネット住宅」は、本事業に登録すると民間の不動産会社に登録できない制約があるため、国に制度の見直しを提言していくことが重要である。また、見守りの連携を制度に取り組むことを強く要望する。

答 ①就学援助制度は、学校教育法に基づき経済的理由によって就学が困難と認められる場合に、必要な援助を行う制度である。近隣区では、現行基準を維持する傾向が見られたことなどを踏まえ、現時点では援助基準の拡大及び傾斜配分は難しく、慎重に対応すべきと考える。②専用住宅の登録については、国の制度等に課題があるため、引き続き、国等へ制度改善の要望等に努める。見守り連携の強化については、民生・児童委員等との連携強化を図りながら居住支援を進める。

問 令和2年度の政府経済見通しについて、区長の認識は。

答 経済予測という面だけでなく、国の各種政策効果が発揮されるという政策目標の意味合いも有すると受け止めている。

問 分譲マンション適正管理には、購入前に修繕積立金の徴収方法の違いによる将来への影響等を知ることが大切であるため、積極的に情報提供すべき。

答 区民への情報提供については、ガイドライン等の紹介も含め、国や都と連携しながら取り組む。

区長が目指す「地域力日本一」のまちづくりの進捗について伺う



無所属
堀 よしあき

問 新年度予算案は、「暮らし続けたいまち」「働き続けたいまち」「訪れたいまち」の3つのリーディングプロジェクトを引き続き踏襲しているが、区長の重点政策として掲げてきた「地域力日本一」については、今回の施政方針演説では一度しか触れられず、その具体的な施策もこれまでと代わり映えがない。日本一を目指すには少し乏しいのではないかとこの印象を受けるが、このことに関し、今後の総括と現在の達成状況、今後の展望について、区長の所見を伺う。

答 区では、「地域力日本一」を目標とし、墨田区地域力育成・支援計画に掲げた163の事業に全庁を挙げて取り組むこととしており、重点事業については評価項目を設け、検証を行っている。今年度は、地域力向上プロジェクトフォーラム事業を展開し、地域の魅力を高める自主・自律的な活動が具体的に進行している。区民自らが地域の課題に気付き解決する中で、新たな仕組みや制度を構築し、次の課題解決につなげていくことが地域力向上の原動力になり、これが各地域に波及していくことによって、「地域力日本一」のまちの実現につながると考えている。

問 今年度の主要事業として、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの継承」を挙げているが、どのような事業を実施していくのか。

答 レガシー継承のための具体的な施策として、心のバリアフリーや障害者アートの振興、多文化共生の推進のほか、区独自ボランティアの運営、オリンピック・パラリンピック教育の推進、「隅田川 森羅万象 墨に夢」プロジェクトなどを展開していく。